



医事課  
松井 美樹

# 当院でもスマートフォンのマイナ保険証利用が開始予定です

秋も深まり、朝晩の冷え込む季節となりましたが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。  
今回はスマートフォンのマイナ保険証利用についてご案内します。

2025年9月19日より機器の準備が整った医療機関や薬局で順次、スマートフォンをマイナ保険証として利用できるようになりました。

マイナポータルアプリにて健康保険証の利用登録がされたマイナナンバーカードをスマートフォンに追加することで、カードを取り出すことなくスマートフォンをかざすだけで保険証として利用できるというものです。

ただし利用できるのは専用の機器が設置されている医療機関や薬局に限られます。

当院でも準備ができ次第利用可能となる予定です。

スマートフォンにマイナナンバーカードを追加した場合でも、実物のマイナナンバーカードも引き続きご利用いただけます。

## スマートフォンをマイナ保険証として利用するための事前準備・設定

スマートフォンをマイナ保険証として利用するには、事前に最新のマイナポータルアプリで設定を行う必要があります。

### 登録時に準備するもの

- 対応機種スマートフォン  
(Android11以上、iPhone18.5以上のバージョン)
- 実物のマイナナンバーカード
- 最新のマイナポータルアプリ
- 署名用パスワード(英数字6～16文字)
- 券面入力用暗証番号(数字4ケタ)※ iPhoneのみ

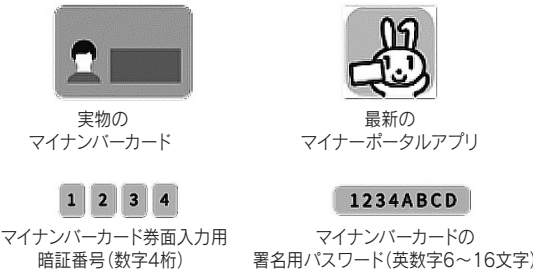
### 設定方法

- スマートフォンからマイナポータルアプリにログインして、マイナナンバーカードの健康保険証の利用登録を行ってください。すでにマイナ保険証を利用されている方は不要です。
- 最新のバージョンのマイナポータルアプリから、スマートフォンのマイナナンバーカードの利用申請・登録を行ってください。登録画面に青いボタンが表示されていれば機種が対応している証拠です。この際に署名用パスワードと券面入力用暗証番号(iPhoneのみ)の入力が必要です。機種によっては非対応のものもあるため事前に公式サイトでの対応機種一覧ページでご自身のスマートフォンが対応機種かどうかを確認してください。

※署名用パスワードを忘れた場合、またはロックがかかってしまった場合は、以下の方法で初期化、再設定が可能です。

- スマートフォンアプリとコンビニのマルチコピー機で再設定する
- 住民票のある市区町村の窓口でパスワードを再設定する

マイナ保険証は1台のスマートフォンにつき、ひとりの情報しか登録できませんので、お子様のマイナ保険証を保護者のスマートフォンに追加することはできません。また、原則として15歳未満の方はスマートフォンのマイナナンバーカードをご利用いただけません。

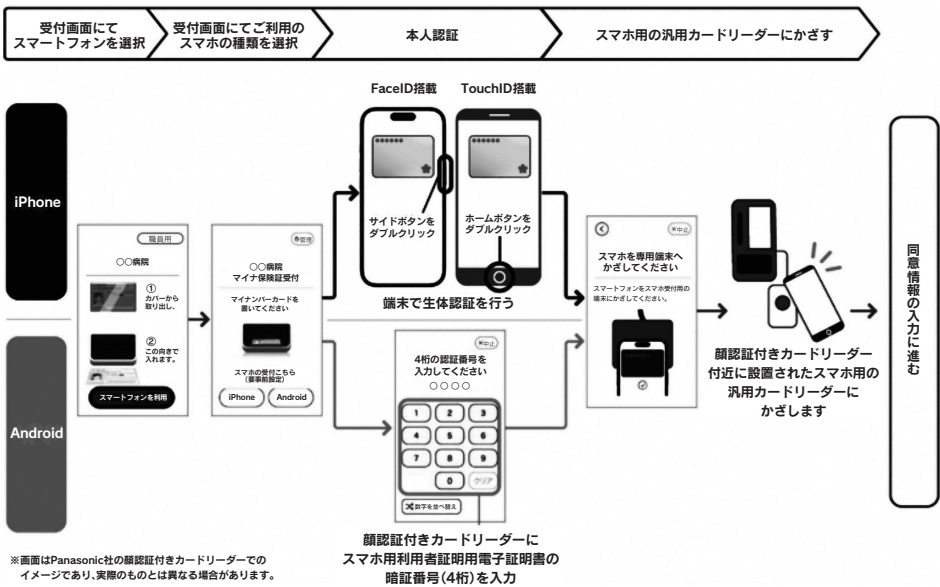


## 医療機関・薬局でのご利用方法

利用可能施設は受付や窓口で専用ステッカーが掲示されています。  
厚生労働省の公式サイトでも利用可能施設の一覧を順次公開となっていますのでご確認ください。

### 窓口での利用方法

- 受付に設置された顔認証付きカードリーダーの画面でスマートフォンを選択
- ご利用のスマートフォンの種類を選択
- 本人認証を行う
  - ※本人認証はiPhoneとAndroidで操作が異なります
  - iPhoneの場合:** サイドボタンをダブルクリックするか、ホームボタンをダブルクリックして生体認証を実施
  - Androidの場合:** 顔認証付きカードリーダーにスマホ用利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号を入力(マイナナンバーカードをスマートフォンに追加するときに設定した4桁の暗証番号)
- スマートフォンを汎用カードリーダーにかざす
- 同意情報の入力をする



初めて利用する医療機関では、実物のマイナナンバーカードの提示が必要な場合もあるため、実物のマイナナンバーカードも持参されるようにしてください。

医療機関の読み取り機がうまく動作しなかった場合は、マイナポータルにログインして資格情報の画面を提示することで対応してもらえるケースもあります。医療機関にお尋ねください。

スマートフォンをかざしたのに読み取らない場合は以下を確認してください。

- マイナポータルアプリが最新版か確認
- スマートフォンのOSが古い場合はアップデートをする
- スマートフォンのNFC機能をONにする

スマートフォンの操作が不安な方は今まで通りマイナナンバーカードや資格確認書を併用することも可能ですので、無理にスマートフォンへ移行する必要はありませんが、これからの医療現場をよりスムーズに、便利にしてくれる新しい仕組みですので、ぜひご利用してみてください。